

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則
○就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（※）	（青少年男女共同参画課取扱い） 1
○鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令（※）	（学事法制課取扱い） 12
○鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）	（税務課取扱い） 13
○保安林の指定予定（2件）	（森づくり推進課取扱い） 13
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い） 14
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い） 14
○県営土地改良事業の計画の決定（4件）	（農地整備課取扱い） 15
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い） 16
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い） 16
○公共測量の終了（4件）	（監理課取扱い） 16
○車両制限令に基づく道路の指定	（道路維持課取扱い） 17
○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法	（道路維持課取扱い） 17
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い） 18
○都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い） 18
○道路とみなされる道の指定	（建築課取扱い） 19
選挙管理委員会告示	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）	（選挙管理委員会取扱い） 19
公安委員会告示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 19
鹿児島海区漁業調整委員会指示	
○マダイの採捕に関する指示	（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 20
○ヒラメの採捕に関する指示	（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 20

規 則

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第10号

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18

年文部科学省
厚生労働省
令第3号」を「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関

する法律施行令（平成26年政令第203号），就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な
提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）に，
「及び」を「，」に改め，「条例」という。）」の次に「及び鹿児島県幼保連携型認定こども
園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿児島県条例第54号）」を加える。

第3条の見出しを「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請書等）」に
改める。

第4条の見出しを「（保育所型認定こども園の認定の有効期間）」に改める。

第11条を第14条とし，第10条を第13条とし，第9条を第12条とする。

第8条の見出しを「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の辞退の届出）」
に改め，同条第1項中「認定こども園の設置者」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こど
も園の設置者」に，「別記第5号様式」を「別記第12号様式」に改め，同条を第11条とする。

第7条第1項中「第8条第1項」を「第30条第1項」に，「別記第4号様式」を「別記第11
号様式」に改め，同条第2項中「第7条」を「第29条」に改め，同条第3項中「第7条第2号」
を「第29条第2号」に改め，同条第4項中「第7条第3号」を「第29条第3号」に改め，第4
号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号を第4号とし，同項第1号中「園児」を「子ど
も」に改め，同号を同項第3号とし，同号の前に次の2号を加え，同条を第10条とする。

(1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関する事項

(2) 認定こども園が実施する子育て支援事業に関する事項

第6条を削る。

第5条中「第7条第1項」を「第29条第1項又は省令第15条第2項」に，「別記第3号様式」
を「別記第10号様式」に改め，同条を第8条とし，同条の次に次の1条を加える。

（軽微な変更）

第9条 省令第28条第1号の知事が定める数は，法第4条第1項第3号に規定する保育を必要
とする子どもに係る利用定員及び同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子ど
もに係る利用定員の合計数の10分の1とする。

2 省令第28条第2号の知事が定めるものは，子どもの1日の活動内容に関する事項の変更と
する。

第4条の次に次の3条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設置等の届出）

第5条 法第16条の規定による設置の届出は幼保連携型認定こども園設置届出書（別記第3号
様式）に，廃止又は休止の届出は幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（別記第4号
様式）に，設置者の変更の届出は幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（別記第5号様
式）によるものとする。

（幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請書）

第6条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は幼保連携型認定こども園設置認可申
請書（別記第6号様式）に，廃止又は休止の認可の申請は幼保連携型認定こども園廃止（休
止）認可申請書（別記第7号様式）に，設置者の変更の認可の申請は幼保連携型認定こども
園設置者変更認可申請書（別記第8号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第7条 法第19条第2項の身分を示す証明書は，身分証明書（別記第9号様式）によるものと
する。

別表第1中「第9条関係」を「第12条関係」に改め，同表の1(1)中「就学前」を「小学校就
学前」に改め，同表の1(2)中

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び

第 4 項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に

関する基準（平成18年^{文部科学省}告示第 1 号に規定する保育所保育指針（以下「保育所保育指

針」という。）を「保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」に改め、同表の 2 中「に固有の事情として配慮すべき内容」を「として特に配慮すべき事項」に改め、同表の 2(1)中「の相違」を削り、「から」の次に「小学校」を加え、同表の 2(2)中「就労状況等の生活様式」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に、「内容」を「内容並びにその展開」に、「行う」を「する」に改め、同表の 2(3)中「短時間利用児及び長時間利用児」を「幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用する者（以下「教育時間相当利用児」という。）及び教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表の 2(4)中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同表の 3(1)中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同表の 3(2)中「に関する」を「の内容に関する」に、「編成する」を「作成する」に改め、同表の 3(2)ア中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表の 3(2)ウ中「同一学年の子どもで編制される」を削り、「に満たない」を「未満の」に改め、「、認定こども園それぞれの工夫で」及び「の相違」を削り、「組み合わせる」を「組み合わせ設定するなどの工夫をする」に改め、同表の 4(1)中「満 3 歳に満たない子どもを含む」を「小学校」に改め、「子どもが利用するため、」を削り、「、満 3 歳に満たない」を「、満 3 歳未満の」に、「集団活動の充実及び異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫する」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をする」に改め、同表の 4(2)中「ため、地域、家庭」を「ことを踏まえ、家庭、地域」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「満 3 歳に満たない」を「特に満 3 歳未満の」に、「行う」を「する」に改め、同表の 5(1)中「乳児期から」の次に「小学校」を加え、同表の 5(2)中「相違等に」を「違いなどに」に、「及び家庭環境の相違等」を「、家庭環境等」に、「に満たない」を「未満の」に、「連携協力」を「連携及び協力」に改め、同表の 5(3)中「一の施設で」を「共に」に改め、同表の 5(4)中「を工夫する」を「の工夫をする」に改め、同表の 5(7)中「に相違がある」を「が異なる」に改め、同表の 5(8)中「子どもの」を削り、「及び」を「、」に改め、同表の 5(10)中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「子育て経験」を「子育ての経験」に、「生活様式」を「生活形態」に改め、同表の 6(2)中「小学校教育との連携及び接続においては、」を削る。

別表第 2 中「第10条関係」を「第13条関係」に改め、同表の 2 中「行う」を「する」に改める。

別表第 3 中「第11条関係」を「第14条関係」に改め、同表の 1 中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同表の 3 中「かん養」を「^{かん}涵養」に改める。

別記第 1 号様式中「施設において保育する乳児又は幼児の数」を「利用定員」に、

児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児の数	人	人	人	を
児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数	人	人	人	
保育を必要とする子ども	人	人	人	

保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	に、
-------------------	---	---	---	----

- 「3 定員の弾力化の有無
- 4 認定を受ける施設について幼稚園，保育所又は認可外保育施設の別
- 5 認定こども園の名称
- 6 認定こども園の長となるべき者の氏名
- 7 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 8 子育て支援事業の内容
- 9 認定こども園としての運営開始予定年月日

- 「3 認定を受ける施設について幼稚園，保育所又は保育機能施設の別
- 4 認定こども園の名称
- 5 認定こども園の長となるべき者の氏名
- 6 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 7 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの
- 8 認定こども園としての運営開始予定年月日

「9 その他知事が必要と認める書類」を

「9 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項各号（申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は第4号）に適合する旨の誓約書

10 その他知事が必要と認める書類

改める。

別記第2号様式中「おける園児」を「おいて在籍している子ども」に、

児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数	人	人	人	
児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数	人	人	人	を

保育を必要とする子ども	人	人	人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	に改

める。

別記第5号様式中「第8条関係」を「第11条関係」に、「第8条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第4号様式中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「おける園児」を「おいて在籍している子ども」に、

児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数	人	人	人	
児童福祉法第	人	人	人	を

39条第1項に 規定する乳児 又は幼児以外 の子どもの数			
---------------------------------------	--	--	--

保育を必要と する子ども	人	人	人
保育を必要と する子ども以 外の子ども	人	人	人

に、

- 「5 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画を記載した書類
- 6 保育者の資質向上等の計画を記載した書類
- 7 子育て支援事業の計画を記載した書類 を
- 8 管理運営等に関する事項を記載した書類
- 9 園児の1日の活動内容、利用料及び学級数に関する事項を記載した書類」
- 「5 保育者の資質向上等の実施内容を記載した書類
- 6 管理運営等に関する事項を記載した書類
- 7 教育及び保育の目標並びに主な内容を記載した書類 に改め、同
- 8 認定こども園が実施する子育て支援事業の実施内容を記載した書類
- 9 子どもの1日の活動内容、利用料及び学級数に関する事項を記載した書類」

様式に注として次のように加え、同様式を別記第11号様式とする。

注 幼保連携型認定こども園にあつては、上記2は記載を要せず、また、添付書類1から7までは添付を要しない。

別記第3号様式中「第5条関係」を「第8条関係」に、「第7条第1項」を「第29条第1項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項）」に改め、同様式に注として次のように加え、同様式を別記第10号様式とする。

注 幼保連携型認定こども園にあつては、上記2は記載を要しない。

別記第2号様式の次に次の7様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 名 称
代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 利用定員

区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

- 5 園長となるべき者の氏名
- 6 開設予定年月日

添付書類

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- 3 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 学級の編製の基準を満たすことを証する書類
- 5 職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 6 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 7 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 8 教育及び保育を行う期間及び時間の基準を満たすことを証する書類
- 9 子育て支援事業の計画を記載した書類
- 10 その他知事が必要と認める書類

第4号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 名 称
代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により，下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 園児の処置方法
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分（廃止の場合）

第5号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者
 (変更前の設置者) 名 称
 代表者の氏名 印

(変更後の設置者) 名 称
 代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により，下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
目的		
名称		
所在地		
園地，園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）		
経費の見積り及び維持方法		

2 変更の理由

3 変更の時期（変更予定年月日）

第6号様式（第6条関係）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 利用定員

区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

- 5 園長となるべき者の氏名
- 6 開設予定年月日

添付書類

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- 3 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 学級の編制の基準を満たすことを証する書類
- 5 職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 6 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 7 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 8 教育及び保育を行う期間及び時間の基準を満たすことを証する書類
- 9 子育て支援事業の計画を記載した書類
- 10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に該当しない旨の誓約書
- 11 その他知事が必要と認める書類

第 7 号様式 (第 6 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 認可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園を廃止 (休止) したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 園児の処置方法
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分 (廃止の場合)

第8号様式（第6条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者

(変更前の設置者) 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

印

(変更後の設置者) 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

印

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により，下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
目的		
名称		
所在地		
園地，園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）		
経費の見積り及び維持方法		

2 変更の理由

3 変更の時期（変更予定年月日）

第 9 号様式 (第 7 条関係)

(表)

身分証明書	第 号
所属 職名 氏名	
<p>上記の者は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県知事 印</p>	

(裏)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル，横8.6センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「

鹿児島県知事印	縦 4 横 20	鹿 児 島 県 知 事 印	消 防 保 安 課	危 険 物 取 扱 者 免 状 用 消 防 設 備 士 免 状 用	を
---------	-------------	---------------	-----------	---	---

」

鹿児島県知事印	縦4 横20	鹿 児 島 県 知 事 印	消 防 保 安 課	危 険 物 取 扱 者 免 状 用 消 防 設 備 土 免 状 用	に 改
鹿児島県知事印	方26	難 病 相 談 ・ 支 援 セ ン タ ー 用 鹿 児 島 県 知 事 印	難 病 相 談 ・ 支 援 セ ン タ ー	難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 (平 成 2 6 年 法 律 第 5 0 号) に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 及 び 指 定 医 の 指 定 並 び に 特 定 医 療 費 の 支 給 認 定 用	

め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「(昭和25年法律第123号)」を加

え、「果樹部
茶業部
農産物加工研
究指導センタ
ー
畜産試験場」
を「果樹部
茶業部
畜産試験場」
に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分は、同年5月29日から施行する。

鹿児島県訓令第2号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務決裁規程(昭和43年鹿児島県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項地域振興局等の総務企画部長の専決事項の欄第1号中「鹿児島県工業開発等促進条例(昭和38年鹿児島県条例第4号)4,5」を削り、同欄第17号中「提供命令」を「提供要求」に改め、同項鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長の専決事項の欄第5号中「の徴収」を「の徴取」に改め、同欄第7号中「保全差押え又は保全担保」を「保全担保又は保全差押え」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第279号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字節子字上山田675番, 676番, 字勝浦ズク696番, 697番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字古仁屋字山仲田原181番イ

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第281号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1237号	平成30年3月23日	混合有機質肥料	マルニ有機肥料	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地
鹿児島県肥第1264号	平成33年4月6日	副産植物質肥料	スーパーアミノスター	窒素全量 2.0 りん酸全量 1.0 加里全量 2.0	該当なし	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地

鹿児島県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年 3 月 10 日付で

東串良町林田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業水利施設保全合理化（農業用排水施設整備）第三笠野原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）五反田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農業用排水施設整備）木崎上池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設整備（基幹水利施設保全型）（農業用排水施設整備）第一両根占地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
錦江町役場産業振興課
南大隅町役場建設課

鹿児島県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）岸元地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区持松換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 1 日から同月28日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第289号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成26年 7 月 15 日鹿児島県告示第772号で告示した公共測量の実施は、平成27年 3 月 20 日終了した旨の通知があった。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成26年7月18日鹿児島県告示第793号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月13日終了した旨の通知があった。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成26年10月24日鹿児島県告示第1024号で告示した公共測量の実施は、平成27年2月27日終了した旨の通知があった。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から平成26年9月19日鹿児島県告示第930号で告示した公共測量の実施は、平成26年10月15日終了した旨の通知があった。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第293号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町1912番4地先から同市東原町2860番8地先まで
	鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字山之上5690番1地先まで

2 指定する期日

平成27年 4 月 1 日

鹿児島県告示第294号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間

県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町1912番 4 地先から同市東原町2860番 8 地先まで
	鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町2860番 8 地先から同市串良町細山田字山之上5690番 1 地先まで

2 指定する期日

平成27年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鹿児島県告示第295号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
東清水地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1861番 1
	2号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1858番 2
	3号	志布志市志布志町志布志字牧1576番
	4号	志布志市志布志町志布志字牧1573番
	5号	志布志市志布志町志布志字牧1569番
	6号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1931番 1
	7号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1934番 1
	8号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1937番 1
	9号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1941番
	10号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1863番
	11号	志布志市志布志町志布志字水ヶ迫1943番

鹿児島県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画都市高速鉄道事業
 - (2) 名称 1号九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線
- 3 事業施行期間
平成19年12月25日から平成30年3月31日まで（変更前平成29年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の道路とみなされる道を指定した。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建第2号	平成26年 10月10日	肝属郡肝付町内における次の図に 示す箇所	4,844.16	4.00

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課及び大隅地域振興局建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表16の項を削り、同表に次のように加える。

212	盲養護老人ホームはすのみ	阿久根市波留1118番地5
-----	--------------	---------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRハチワンダイバーLWN	タイヨーエレクトリック株式会社	4P1211
ぱちんこ遊技機	CRハチワンダイバーEWD	タイヨーエレクトリック株式会社	4P1223

ぱちんこ遊技機	C R A 龍が如く見参！天照祇園編 ～2400SWG	タイヨーエレック株式 会社	5P0047
ぱちんこ遊技機	C R A ナナシーDX66VV	豊丸産業株式会社	5P0018
ぱちんこ遊技機	C R ナナシーDX121F	豊丸産業株式会社	5P0072
ぱちんこ遊技機	C R A ナナシーDX DS	豊丸産業株式会社	5P0075
ぱちんこ遊技機	C R A ナナシーDX99V	豊丸産業株式会社	5P0093
ぱちんこ遊技機	C R 0 0 9 RE : CYBORG NR-K	株式会社ニューギン	5P0030
ぱちんこ遊技機	C R ドラムロイドL-K1	株式会社ニューギン	5P0057
ぱちんこ遊技機	C R モンキー・パンチ～MKD～ KL	株式会社大一商会	5P0062
ぱちんこ遊技機	C R モンキー・パンチ～MKD～ KG	株式会社大一商会	5P0064
ぱちんこ遊技機	C R バイオハザードゼロKL	株式会社大一商会	5P0080
ぱちんこ遊技機	C R 衝撃ゴウライガンVV	株式会社サンセイアール アンドディ	5P0090
回胴式遊技機	デビルサバイバー2最後の7日間 H1	株式会社オリンピア	5S0051
回胴式遊技機	メンソーレ2-30	株式会社エマ	5S0065

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月31日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 次の区域において、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合を除き、全長13センチメートル以下のマダイの採捕を禁止する。
 - 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾（以下「鹿児島湾」という。）
 - 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡坊津町の区域に限る。）、枕崎市、南九州市、指宿市（鹿児島湾を除く。）及び肝属郡南大隅町（鹿児島湾を除く。）の地先海面
- 指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月31日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間全長25センチメートル以下のヒラメの採捕を禁止する。
- 1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒラメを採捕することができる。
 - 試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合
 - 標識ヒラメ（鰯カット）を採捕し、かつ鹿児島県水産技術開発センターに送付する場合
- 2(1)の場合、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

また、2(2)の場合、鹿児島県水産技術開発センターは、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。